

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

## 規則

福島県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三十号

#### 福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

福島県医療法施行細則（平成六年福島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第二条第六号及び第七号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設設置届

第二条第八号中「第三項」の下に「第四項」を加え、「病院・診療所・助産所開設許可（届出）事項の変更届」を「病院・診療所・助産所開設許可（届出）・オンライン診療受診施設設置届出事項の変更届」に改め、同条第十号中「病院・診療所・助産所休止・廃止（再開）届」を「病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設休止・廃止（再開）届」に改め、同条第十一号中「病院・診療所・助産所開設者死亡（失踪）届」を「病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設開設者（設置者）死亡（失踪）届」に改める。

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（地域医療課）